

指定管理者の指定について

- 1 施設の名称 深丘園
- 2 指定管理者として指定するもの
五輪・宮本工業所・東京ワックスグループ
代表者
富山県富山市奥田新町12番3号
株式会社五輪
代表取締役 宮本岳司朗
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 公募・非公募の区分
(1) 区分 公募
指定期間中、安定的に深丘園を管理する能力を有し、かつ、当該施設の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人等とする。(条件一部抜粋)
- 5 指定管理者候補者の選定
(1) 選定の結果
令和4年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、募集要項の評価基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

申請者	点数/配点
五輪・宮本工業所・東京ワックスグループ	445/600

- (2) 選定の理由
 - ア 構成企業全体で全国200箇所を超える斎場施設の管理運営を行っており、全国規模で業務を受託している非常に高い実績を有していることから、事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していると判断できる。
 - イ 大規模災害などの緊急時においては、全国ネットワーク、地域ネットワークを有している強みを活かし、応援要請に応じた即座の対応が期待できる。
 - ウ 財務状況が健全であり、安定確実に業務を行える経営規模であると判断できる。
 - エ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当であると判断できる。

6 参考条文

深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（抄）

（公募）

第2条 市長及び深谷市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- （1） 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- （2） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定の期間
- （4） 申請の方法
- （5） 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項